

公 社 に つ い て

事 業 目 的

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供し、東京の経済の活性化と都民の生活の向上に寄与しています。各種支援事業を提供し、東京の経済の活性化と都民の生活の向上に寄与しています。

経 営 理 念

東京都中小企業振興公社は、企業経営に関する総合的な支援を通じて、東京の中小企業の発展と地域経済の振興に貢献します。

沿 革

昭和41年 7月	民法第34条に基づく公益法人として財団法人東京都下請企業振興協会設立	平成13年 4月	東京都商工指導所の各種事業が公社移管
昭和41年 8月	下請取引あっせん・調査広報事業開始	平成14年 4月	城東・城南・多摩の各地域の中小企業振興センター事業が公社移管
昭和46年 4月	立川相談所開設、下請取引にかかわる苦情紛争処理事業開始	平成15年 4月	財団法人東京都勤労福祉協会と統合、東京都知的財産総合センター開設
昭和48年10月	工場移転関連指導事業開始	平成18年 4月	社団法人東京産業貿易協会の解散に伴い国際化支援事業等を継承
昭和58年 4月	財団法人東京都中小企業振興公社に名称変更、中小企業者に対する機械設備の貸与事業開始	平成20年 7月	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(通称ADR法)に基づく、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得
昭和63年 4月	東京都中小企業振興基金事業開始	平成23年 3月	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第44条の規定に基づき、公益財団法人として認定
平成元年 4月	財団法人東京都中小企業会館との統合、管理運営事業開始	平成23年 4月	整備法第106条に基づき、財団法人から公益財団法人に移行
平成2年 4月	東京都労働経済局秋葉原庁舎の維持管理受託事業開始	平成27年12月	タイ王国バンコク都にタイ事務所開設
平成2年 5月	本社所在地を現所在地に移転	平成28年 7月	創立50周年を迎える
平成2年 7月	東京都立食品技術センターの管理運営受託事業開始	平成28年11月	東京都医工連携イノベーションセンター内に事務所開設
平成3年 7月	立川相談所を立川支所に名称変更、城東相談所開設	平成29年 1月	丸の内にTOKYO創業ステーション開設
平成8年 4月	立川支所を多摩支所に、城東相談所を城東支所に名称変更、城南支所開設。創業支援機能整備事業、新製品・新技術開発助成事業開始	令和2年 7月	立川にTOKYO創業ステーションTAMA開設
平成10年 4月	東京都立産業貿易センターの管理運営・建物維持管理受託事業開始。創造的技術開発助成事業開始	令和3年 1月	西新宿にスタートアップ支援拠点であるTOKYO UPGRADE SQUARE開設
平成11年 4月	中心市街地商業活性化推進事業開始(平成21年3月事業終了)		
平成12年 4月	設備資金貸付事業開始		
平成12年 5月	中小企業支援法に基づく、中小企業支援センターの指定を受け、事業開始		
平成12年 8月	新事業創出促進法に基づく、中核的支援機関の認定を受ける		